

## 安曇野市水道事業概算数量発注方式実施要領

### 1. 趣旨

本要領は、安曇野市水道事業が発注する水道施設工事について、設計及び積算業務の効率化のため、概算数量発注方式により発注する場合の取り扱い事項を定めるものである。

### 2. 用語の定義

- (1) 「概算数量発注方式」とは、上水道課が当初設計の数量を概算数量により積算し発注する方式。
- (2) 契約後、工事現場で発注者と立会いの下、請負者が設計図（平面への管割図【計画・完了】・配管詳細図【計画・完了】・舗装復旧図【計画・完了】・管材集計表【計画・完了】・道路使用許可申請）等を作成。
- (3) 工事の変更については、従来どおり協議書を交わし、両者合意に基づいたものに対して変更を行う。
- (4) 「概算数量」とは、次に示すいずれかの方法で算出された設計数量をいう。
  - イ 設計図書に示した平面図や標準横断図等から数量を示し、これにより算出した数量設計
  - ロ 詳細設計業務の成果によらず算出した設計数量

### 3. 対象工事

- (1) 概算数量による発注により、発注事務が効率的に行える工事に適用するものとし、原則として設計金額2千万円未満の工事を対象とする。
- (2) 原則、小口径（φ150以下）の水道管の新設及び更新工事
- (3) 水量計算・安定計算等のない比較的単純な工事

### 4. 概算数量発注方式の明示

- (1) 公告文への明示  
公告文に「概算数量発注方式による発注」である旨明示し、入札参加者に周知する。
- (2) 設計書への明示  
設計書の工事概要欄に「概算数量発注方式による発注」と明記するとともに、概算数量である箇所について工事設計書総括表備考欄に「概算数量」と記載する。  
また、概算数量方式の試行に係わる特記仕様書において設計図書の照査、工事記録による指示及び現場精査に基づき設計変更を行う旨明記する。

## 5. 設計変更等の手続き

### (1) 設計図書の照査、工事記録による協議等

「安曇野市建設工事請負契約約款」、「土木工事共通仕様書」、「給・配水管工事施工基準」に基づき、設計図書の照査、工事現場の精査等を行い、必要な協議、指示又は承諾を工事記録により行う。

### (2) 設計変更

施工協議により発注者及び受注者が合意した設計数量に基づき設計変更を行う。

### (3) 変更理由

「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更を行う。」と記載する。

## 6. その他

### (1) 構造計算若しくは安定計算及び用地買収を伴う変更については、現請負契約内では行わず、発注者の責任において別途行う。

但し、これらが工期内に完了する見込みがない場合には当該部分を工事範囲から除外するものとする。

### (2) この要領は令和3年7月1日から施行する。